

「平成26年度奈良県食品衛生監視指導計画（案）」に対する意見募集結果について

1 意見募集の概要

- (1) 募集期間 平成26年1月24日(金)～平成26年2月23日(日)
- (2) 公表資料の閲覧方法
 - ・奈良県消費・生活安全課ホームページに掲載
 - ・県政情報センター、県民お役立ち情報コーナー(県内6ヶ所)、県保健所に閲覧用冊子を配置
- (3) 意見等の提出方法 電子メール・郵送・FAX

2 意見の提出状況

- (1) 意見提出者及び総意見提出件数
 - ・意見提出者 7名
 - ・総意見提出件数 23件

3 意見に対する県の考え方

項目	提出された意見	県の考え方
第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (1) 食中毒発生防止対策に関する事項	①ノロウイルス食中毒について 平成25年度の事象として、平成26年1月に発生した浜松市給食パンによる集団食中毒や平成26年2月に発生した北九州市ノロウイルスによる感染性胃腸炎などを列挙してください。 [理由] 平成26年度計画の直近の事象として記憶に新しい平成25年度の食中毒事件を明記したほうが注意喚起として適切であるから	具体的な事例を全て監視指導計画に盛り込むのは難しいですが、平成25年度においても、大規模なノロウイルスによる食中毒が発生した旨記載いたします。
	②細菌性食中毒について 「一昨年」⇒「平成24年8月」に修正 [理由] 時期を明確にするため	ご意見の通り、時期を明確にして記述いたします。
	③自然毒食中毒について この中に、「 未成熟なジャガイモによる食中毒 」に対する注意喚起も入れた方が良いと思います。	ご意見は、次年度以降の計画作成の際の参考とさせていただきます。
	食中毒とはいえませんが、アレルギー物質対応について、近年、給食等でのアレルギー物質の混入により、子どもたち等への深刻な被害がでています。 同ページにはアレルギー物質等の表示に関する指導については掲載されていますが、原材料のアレルギー物質の確認、調理時のコンタミ防止、あるいは混入している可能性のある物質についての確実な情報伝達とそういったことに関する現場への啓発・指導の対応を追記されたい。また、学童保育や 保育施設、福祉施設など、小規模な施設についても対応されることを望みます。 [理由] その理由については、食物アレルギーは、各人によって原因もアレルギーのある場合の反応はことなり、該当者でなければ、認識の甘さがでてしまいがちです。結果として、学校給食等における大きな事故につながっており、調理従事者とその利用に関わる全ての当事者に定期的な啓発が求められると考えます。	各保健所では、通常行っている監視指導において、施設立入時に衛生管理と併せて、アレルギー物質による健康危害発生防止についても指導しております。

項 目	提出された意見	県の考え方
<p>第2 監視指導の実施に関する事項 1 重点的に監視指導を実施すべき項目 (2)適正な食品表示の監視指導</p> <p>計画案:4ページ</p>	<p>食品表示の監視・指導強化を要望します。</p> <p>[理由] 昨年10月以降に発生したホテル、百貨店をはじめとする不適切なメニュー表示の問題は、県の特産品にも表示偽装の問題が発生し、信用が問われています。再発の無いよう、監視指導の強化をお願いします。(同趣旨他1件)</p> <p>平成25年10月マスコミ報道に大きく取り上げられた近鉄旅館システムズの景品表示法違反事件に言及すべきである。平成25年12月19日消費者庁による近鉄への措置命令、及び同日付け奈良県による近鉄への景品表示法に基づく指示を明記すべき。</p> <p>[理由] 平成26年度計画の直近の事象として記憶に新しい平成25年度の偽装表示事件を記載しない理由がないから</p> <p>昨年のホテル、旅館業等の適正でない食品表示の問題は、消費者として大きな不安と憤りをおぼえました。適正な表示の徹底とはありますし、その他のページのも関連の指導や違反時の対応についての記述はありますが、コンプライアンス遵守と適切でない 対応があったことがわかった際の事業書としての処理についても、良識ある対応がされるよう、よびかけていただきますようお願いいたします。</p>	<p>一連の不適切なメニュー表示の問題は景品表示法に係る事案であります。当計画は食品衛生法第24条に基づいて定めるものであり、法の解説には、「食品衛生法における監視指導に加え、と畜場法、食鳥処理法に基づく検査や監視指導についても本計画の対象となる」とありますので、景品表示法に係る事案は当計画の対象ではないと考えます。</p> <p>なお、食品表示に係る各機関との連携は計画案3ページに記しており、今後も違反、疑義情報の提供等積極的な連携を図っていきます。</p>
<p>第2 監視指導の実施に関する事項 3 違反を発見した場合の対応</p> <p>計画案:6ページ</p>	<p>①②「都道府県市」⇒「自治体」もしくは「都道府県または市」に修正。</p> <p>[理由] 都道府県と市を並べる表現を見たことがないから</p>	<p>政令指定都市、中核市及び保健所設置市はそれぞれ独自に保健所を持ち、都道府県同様、許認可・監視指導の権限を持っております。即ちこれらの市は食品衛生行政においては、都道府県と並列の関係にあり、都道府県市と表現する事に特別問題はないと考えます。</p>
<p>第2 監視指導の実施に関する事項 4 一斉取締りの実施に関する事項 (3)観光地一斉取締りの実施</p> <p>計画案:7ページ</p>	<p>「国際文化観光平和県を標榜し」⇒削除</p> <p>[理由] 標榜していなくても観光地における食品の安全確保は必要であるから</p>	<p>誤解を招く表現でもありますので、ご意見の通り削除いたします。</p>
<p>第3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項</p> <p>計画案:7ページ</p>	<p>クライシス・マネジメントの態勢整備をより充実されることを要望します。</p> <p>[理由] 昨年12月に発生したアクリフーズ(株)の農薬混入事件の発生は、国内製造食品においても、製造・流通過程の監視、衛生管理の向上に加え、「食品防御(food defense)」の視点によるクライシス・マネジメントが課題となっています。今回の計画では、食中毒健康危害発生時の対応、食品事故に関する公表、食中毒発生防止の啓発などについて触れられていますが、緊急時における的確な情報を県民に速やかに提供していく態勢の整備をより充実されることを要望します。また、日常の事業者への情報提供や啓発、訓練が必要であり、関係行政機関だけではなく、事業者も参加する食品防御、クライシス・マネジメントの学習、訓練の実施を要望します。(同趣旨他1件)</p>	<p>本項は、「食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項」であり、食中毒事件に限定せず、健康危害が発生している、あるいはすると予測される場合は速やかに対応し、県民の皆様への情報提供をいたします。</p> <p>また、クライシス・マネジメントにつきましては、事業者の種別や規模などは様々であり、それにより起こり得る危機も様々であるため、まずは各事業者自らが危機の可能性を調査し、分析・検討して策定すべきことであり、県主導の学習・訓練の実施は難しいと考えます。もちろん県はその策定についての相談等には対応いたします。</p>
<p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項</p> <p>計画案:7ページ～8ページ</p>	<p>今年度の6月に公布され、2年以内に施行予定の「食品表示法」の概要、目的、基準等を事業者理解・普及させるための活動計画を追記すべきでは。 奈良県においても、食材偽装事件が発覚し、消費者の誤解を招く、景品表示法違反(優良誤認)事件があった。このような食材偽装を二度と起こさないための対策を取る必要があると思います。</p> <p>[理由] 今回の事件の背景には、事業者の食品表示に関する法令への認識不足と部門間での連携不足があったと思われる。第5の3の項目には消費者への啓発計画が記されており、事業者に対しても普及啓発計画が必要と思われます。</p>	<p>食品表示法につきましては、昨年6月に公布されましたが、執行体制を含め、その詳細は未だ決定しておりません。このため、来年度の計画に盛り込むのは時期尚早であると考えます。</p> <p>また、景品表示法に関しては前述の通り、本計画の対象ではないと考えます。</p>

項 目	提出された意見	県の考え方
<p>第4 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に関する事項 (3)HACCP手法の導入の普及啓発</p> <p>計画案:8ページ</p>	<p>特定非営利活動法人 奈良県HACCP研究会への支援と奈良県版HACCP認定制度の制定を要望します。</p> <p>[理由] HACCP手法は食品衛生管理システムの国際的なグローバルスタンダードであり、平成25年6月に閣議決定された、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、食品の大幅な輸出促進が図られるなか、海外から求められる農林水産物、食品の安全基準に対するHACCPの普及が不可欠となっています。</p> <p>食の安全の向上と産業の活性化、地域共生を願い、平成23年度より、奈良県食品安全・安心懇話会の後援および奈良県関連部門の支援により奈良県工業技術センター(現奈良県産業振興総合センター)、社団法人 奈良県食品衛生協会(現公益社団法人)、市民生活協同組合ならコープの共催でHACCP研修会に取り組んできましたが、これを発展させた奈良県HACCP研究会は、今年度2月に特定非営利活動法人(NPO)として設立しました。</p> <p>今後は、奈良県食品衛生監視指導計画に収載のHACCP手法の普及・啓発を民間の立場で補完していきたいと考えていますので、これからも奈良県食品安全・安心懇話会並びに奈良県関係部門の横断的支援をいただきますよう要望します。また、より多くの食品企業が取り組むことができる奈良県版HACCP認定制度の制定を要望します。</p>	<p>奈良県版HACCP認定制度または奈良県食品衛生管理施設登録制度等の制定については、奈良県食品安全・安心懇話会においても、継続して議事検討しているところです。</p>
<p>第5 情報提供及び意見交換(リスクコミュニケーション)の実施に関する事項</p> <p>計画案:8ページ</p>	<p>食品衛生の問題だけには限りませんが、広い世代にわたっての消費者教育が行われるよう、消費者教育推進基本計画の策定とその実施を望みます。</p> <p>[理由] 理由は、消費者としての正確な知識を日々身につけること、良識ある行動ができること、さまざまな事故に対応もできる力のあることで、消費者、事業者ともに、食品衛生管理についても社会的な基本を備えることができると思われるからです。</p> <p>食品衛生に関する身近なテーマでの住民参加型の意見交換の場の設定の拡充を要望します。</p> <p>[理由] 「食品衛生に関する身近なテーマで、県民の皆様と気軽に意見交換をする場として、保健所単位での地域等を対象とした小規模なリスクコミュニケーションを実施します。」と計画されていますが、地域の実情に応じた手段により、わかりやすく公表するとともに、消費者及び事業者を含めた住民からの意見を広く求める工夫が必要と思います。</p>	<p>平成25年度は、中学生を対象に「ジュニア食品安全ゼミナール」を、また各保健所では大学生を対象に比較的少人数参加のリスコミを開催いたしました。事後のアンケートでは、正確な知識が身についた、判断力が養われた等の意見が寄せられました。今後もこういった地域密着型のリスコミは開催していきます。結果はホームページで公表いたします。</p> <p>また、「なら県政出前トーク」という制度があり、より地域に密着した情報を提供いたします。</p> <p>なお、消費者教育推進計画は消費者教育の推進に関する法律に規定されているため、前述の通り、本計画の対象ではないと考えます。</p>
<p>第6 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項 (2)食品等事業者に関する事項</p> <p>計画案:9ページ</p>	<p>食品営業者、従事者および集団給食施設の調理従事者に対し、食中毒予防のさらなる啓発の充実を要望します。</p> <p>[理由] 全国的にノロウイルスによる食中毒が多発しています。奈良県内でも学校の食堂でノロウイルスによる集団食中毒が発生しました。許可を必要としない施設(給食施設など)に対する監視指導率の向上など啓発の充実を要望します。</p> <p>・食品衛生管理の情報提供はどのように行っているのか。 ・製造販売業者に未然防止対策研修等の実施状況は。</p>	<p>本計画の重点監視指導項目でもありますので、各保健所の監視指導において、重点的、効率的かつ効果的な監視指導・啓発を行っていきます。</p>

項目	提出された意見	県の考え方
別表1 平成26年度年間標準指導回数 計画案:10ページ	監視指導については、指導回数はかかれています、その内容について書かれていません。食中毒のこと、アレルギーのこと、表示のこと、など、こういった内容で何をポイントにされているのか、わかりませんので、強化されるポイントも追記が必要ではないでしょうか。	計画案4ページにおいて、重点的に監視指導を実施すべき項目を設定しております。また、各施設の状態に対応して、保健所の監視時には通常、単独の項目ではなく、衛生管理に加え、表示やアレルギー物質による健康危害発生防止についても指導しております。
別表2 食品等検査実施計画 計画案:11ページ	検査の拡充を要望します。 〔理由〕 平成24年12月東京都調布市で、給食を食べた小5女児が「アナフィラキシーショック」を起こし、死亡する事故が発生するなど、食物アレルギー問題は生命に関わる重要な問題です。一連の食品偽装表示問題で、成形肉にアレルギー物質の乳、小麦が含まれていた事件があったことから、監視指導のさらなる強化とともに、食物アレルギー検査の検体数の拡充を要望します。 また、県内農産物の残留農薬検査については、昨年よりも増やした計画となっておりますが、一方で県内に流通する農産物(輸入農産物を含む)の残留農薬検査については減らす計画となっております。昨年12月には、奈良県の収去検査により、他府県産の農産物において残留基準値を超える事例が確認され、自主回収に至ったものがありました。このような経験から、他府県産の農産物残留農薬検査においても、検体数の拡充を要望します。(同趣旨他1件)	当県の収去検査におけるアレルギー物質検査は主に管内製造業者の製品を収去しています。確かに予定検体数は7検体と少数ですが、管内製造業者の自主検査を補完する形で、相応の効果があると考えております。また、流通品を無作為に収去して検体数を増やすことが、食物アレルギーによる健康危害の防止に効果的であるとは言えないと考えます。 本年度の農産物の残留農薬検査においては、昨年12月のように県内産の野菜が他府県へ流通してから検査で基準値を超えるということがないように、県内産の出荷前モニタリング検査の検体数を増やしており、その趣旨をご理解いただきたいと思います。
食品衛生監視指導計画に関する用語集 計画案:14ページ～15ページ	【さ】 食の安全・安心に関わる法律等として、不正競争防止法、商標法、酒税法などもあると思います。これらについても、用語解説を入れた方が良いでしょうと思います。 【や】 以下ですが、太字部分の追加が必要と思います。 第一章 総則 (目的) 第一条 この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、 指定薬物の規制に関する措置を講ずるほか 、医療上特にその必要性が高い医薬品及び医療機器の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。	確かに食の安全・安心に関わる法律として標記の法律が挙げられますが、本計画に直接関わるものではないため、変更の必要はないと考えます。 ご意見の通り、条文に即した記述に変更いたします。
全体に関すること	平成25年度は、食品中の放射性物質検査の拡充に取り組まれたことを県保健研究センターの見学の際、説明を受けました。県民の不安に应运いただき、感謝申し上げます。一方、昨年10月以降に発覚した不適切なメニュー表示の問題で、ホテル、百貨店をはじめ県の特産品にも表示偽装の問題が発生し、消費者のブランドへの信用が問われる事態になりました。さらにノロウイルスなどの食中毒の集団発生や、株式会社アクリフーズ群馬工場が製造した一部の冷凍食品から農薬のマラチオンが検出され、当該製造業者による商品の自主回収が行われました。 このような情勢の中、今年度の特徴や重点的に取り組まれたことなどを踏まえ、次年度の計画策定にあたり、どのように生かしていくのかを、どこかで文章で表現してください。また、最新の実施状況結果を平成26年度計画にどのように反映されているかが一目ではわかりません。予算確保が厳しくなる中、選択と集中が必要になっていることと理解しています。京都府では平成25年度食品衛生監視指導計画実施状況の中間報告をわかりやすく公表する事例などがあり参考になります。	本計画に基づく監視指導の結果は例年6月末までに公表しています。また、例年秋頃の次年度計画策定時に、各保健所担当者間で重点監視項目等の洗い出し作業を行い、重点監視項目を設定しています。それ以降あるいは計画年度途中に重大事案が発生した場合、本計画に記載がなくとも、適切に対応いたします。 なお、本計画に基づく収去検査の結果は四半期ごとに当課ホームページで公表しております。

4 結果公表
公表期間 平成26年3月 日()～平成26年4月 日()

5 問い合わせ先
奈良県くらし創造部消費・生活安全課食品安全推進係
〒630-8501 奈良市登大路町30 電話 : 0742-27-8681
FAX : 0742-22-0300